

# 調査票記入例



統計法に基づく  
国の統計調査で  
す。調査票情報  
の秘密の保護に  
万全を期します。

令和〇年度 学校基本調査

## 学校施設調査票（初等中等教育機関・専修学校）

私立の中学校のみが提出します。

都道府 県番号	学校コード	
15	C1.....	0

施・高

—令和〇年5月1日現在—

各調査項目欄に該当する数値がない場合は空欄とします。

文部科学省ホームページ掲載の『質疑応答集』も御確認ください。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)  
 ○学校基本調査>Q&A>質疑応答集（初等中等教育機関、専修学校・各種学校編）

所在地	電話（ （市区郡） （町村）	4 設置者名 (国立・私立のみ)
3 設置者本部 の所在地 (国立・私立のみ)	電話（ （市区郡） （町村）	

学校の所 在地の市 町村番号	5 学校種別 1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 特別支援 学校 5 幼稚園 6 専修学校 7 中等教育学校 8 幼保連携型 認定こども園 9 義務教育学校	6 設置者別 1 国立 2 公立 3 私立 該当する項の 番号を記入す る。	7 私立の幼稚園 又は幼保連携型 認定こども園の 設置者別 3 その他の法人立 4 個人立 該当する項の 番号を記入す る。	8 本校 分校別 1 本校 2 分校 該当する項の 番号を記入す る。	報告者 氏名	取扱者 氏名
※ 5 0 1 0 1 0 3 2	（該当する 番号を記入する。）	3	<input type="checkbox"/> 記入しません。	1		

### 記入上の注意

2. 国立の学校にあっては、「9 学校建物面積」は記入する必要はない。  
 3. この調査票は、各学校ごとに作成する。本校と分校（正規の手續を完了したもの。）は、それぞれ別に調査票を作成する。  
 4. 2校以上で共同使用している施設は、原則として主として使用している学校の方に記入するが、はっきりしないときは、次の順序によって記入し、重複や脱落のないようにする。  
 (1) 昼間と夜間の学校間——昼間の学校にのみ記入する。  
 (2) 昼間の学校間（夜間の学校間でも同様）——毎週使用する時間数の多い学校にのみ記入する。  
 5. 面積の単位は、平方メートルとする。1平方メートル未満は四捨五入する。ただし、9 学校建物面積のうち、設置者所有の建物の「校舎」、「屋内運動場（講堂を含む）」、「寄宿舎」の面積の計と、設置者所有の建物の面積の計は一致させること。
- 記入上の注意**
- 5 学校種別 6 設置者別 7 私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別 8 本校分校別 該当する項の番号を左下の枠目に記入する。
- 9 学校建物面積 「学校建物」とは、学校用に建築又は改造した校舎、講堂、屋内運動場及び寄宿舎をいう。学校用に建築したものでなくとも、学校建物として使用するため、黒板をすえ付けるなど、必要な改造を行い、用途を恒久的に学校建物に変更したものは、学校建物とする。  
 「建物面積」とは、建物の各階の延面積をいう。(各階ごとの水平投影面積の合計)  
 「校舎」とは、普通教室、特別教室、図書室、遊戯室等児童生徒等の保育、遊戯、授業、学習、実験実習、視聴覚教育、教科外活動等を行う室、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科附属室、物置等の附属室及び上記各室に附随する玄関、階段、昇降口、渡り廊下等の通路部分をいう。  
 「屋内運動場」とは、屋内で運動を行うための室、これに附属する控室、器具室、便所等及び上記各室に附随する玄関、昇降口、渡り廊下等の通路部分をいう。  
 「寄宿舎」とは、居室、寝室等の生徒の寄宿のために供する室、管理人室、食堂、便所等の管理関係室、物置等の附属室及び上記各室に附随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下等の通路部分をいう。なお、幼稚園では「寄宿舎」は一般には該当がない。

9 学校建物面積（一時使用、教職員住宅を除く。）									
設置者所有					設置者所有建物の構造別				
校舎	屋内運動場 (講堂を含む。)	寄宿舎	借用	計	木造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造	その他	計の対前 年度比較
a	b	c	d	e	f	g	h	i	1 変化なし 2 増 3 減
※ 5 0 1 0 1 0 3 2	840	290		1130		1130			2

(注) 「9 学校建物面積」のうち設置者所有の建物については次の式が成り立つ。 a + b + c = d + e + f

10 学校土地面積						
設置者所有			借用			
屋外運動場	実験実習地	建物敷地 ・その他	屋外運動場	実験実習地	建物敷地 ・その他	計
						計の対前 年度比較
※ 5 0 1 2	830				390	1220

### 紙調査票 訂正の仕方

### 調査票の提出方法

- 電子調査票による提出の場合は、回答データの送信をもって調査票の提出となるため、紙の調査票の提出は必要ありません。
- 国立の学校の調査票は、作成した調査票の1部を7月31日までに文部科学省生涯学習政策局政策課あてに提出してください。
- 公立及び私立の学校では、4部作成した調査票のうち3部を、都道府県知事の定める期日までに、都道府県知事の指定した方法により提出してください。

### 調査票の作成

- この調査の対象は、国立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、専修学校並びに公立の幼保連携型認定こども園及び専修学校とする。

### 記入後の確認事項

- 「都道府県番号」、「学校調査番号」及び「5」、「6」、「7」、「8」の各欄は正しい番号が記入されているか。
- 面積の単位は、平方メートルで記入されているか。
- 「9」及び「10」の各欄は、内訳と計が一致しているか。
- 各欄の数値は、左側の桁目から右側の桁目まで正しく記入されているか。
- 前年「……を」  
 オンライン調査システムで回答した調査票については、調査票右下に送信した日付が表示されます。空白になっていないか、表示されているのが本年度の日付かを必ず確認してください。

「2」(増)または「3」(減)の記入があった場合は欄外に理由を付記します。(例) 建物面積増は校舎建築のため。

20XX/05/01 09:00